

尾張旭市選挙管理委員会（平成30年第5回）会議録

- 1 開催日時
平成30年12月3日（月）
開会 午前10時20分
閉会 午前10時30分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 玉置民夫
職務代理 日比野美次、委員 森賀則、加藤隆広
- 4 欠席委員
0人
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋、係長 齋場智充、書記 三浦一輝、
竹内耕平
- 7 議事
第18号議案 委員長の退職の承認について
選挙管理委員会委員長の選挙について
委員長の職務を代理する委員の指定について
- 8 会議の要旨

職務代理	<p>ただいま、玉置委員長から、委員長の退職願が提出されました。委員長の退職につきましては、地方自治法第185条第1項の規定で選挙管理委員会の承認を得なければなりません。</p> <p>このため、地方自治法第187条第3項の規定に基づき、委員長に事故があるときは、職務代理者である私が、その職務を代理することが定められております。</p> <p>私が委員長の代理となって、尾張旭市選挙管理委員会規程第10条第2項のただし書きの規定に基づき、この場で平成30年第5回尾張旭市選挙管理委員会を招集し、第18号議案「委</p>
------	--

	<p>員長の退職の承認について」など、玉置委員長の退職に伴う議事を進めさせていただきます。</p> <p>(事務局から議案等配布)</p> <p>なお、第18号議案は、玉置委員長の自己の件となりますので、地方自治法第189条第2項の規定により、議事に参与できませんので、一度退席してください。</p> <p>(玉置委員長退席)</p> <p>それでは、第18号議案「委員長の退職の承認について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第18号議案の「委員長の退職の承認について」でございます。</p> <p>先ほど、玉置委員長から委員長の退職願が提出されました。委員長の退職につきましては、地方自治法第185条第1項の規定に基づき、選挙管理委員会の承認を得なければならないこととされており、これにつきましては、承認を得ようとするものでございます。</p> <p>第18号議案の説明については以上でございます。</p>
職務代理	<p>では、第18号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

	(なし)
職務代理	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第18号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	全員挙手（原案可決）
職務代理	<p>第18号議案は可決されました。</p> <p>よって、玉置委員長の委員長退職を承認することに決定いたしました。</p> <p>それでは、玉置委員は席に戻っていただきます。事務局お願いします。</p> <p>(委員自席に戻る)</p> <p>次に委員長が退職されたことにより、委員長が欠員となりましたので、尾張旭市選挙管理委員会規程第3条第2項の規定により、委員長が欠けたときは、その日から10日以内に地方自治法第187条第1項による委員長の選挙を行わなければなりません。</p> <p>そのため、引き続いて、選挙管理委員会の委員長の選挙を行いたいと思いますがいかがでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
職務代理	<p>それでは、本日選挙を行うこととします。</p> <p>選挙管理委員会委員長の選挙について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、選挙管理委員会委員長の選挙について、ご説明いたします。</p> <p>委員長の任期途中での退職に伴い、地方自治法第187条第1項の規定によりまして、委員の皆様の中から委員長を選挙していただくものでございます。</p> <p>選挙の方法につきましては、尾張旭市選挙管理委員会規程第2条第1項の規定に基づく無記名投票による方法と、同条第2項の規定に基づく指名推選による方法がございます。</p> <p>無記名投票の場合は、委員の皆様により投票していただき、その結果最多得票者が当選人となります。なお、同数の場合は、くじで決めることとなります。</p> <p>指名推選の場合は、委員の皆様から被指名人を決めていただき、その後委員会に諮り、委員全員の同意を求めることとなります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
職務代理	<p>委員長の選任方法について、事務局より説明がありました。方法は、無記名による投票と指名推選の2通りということでございます。</p>

	<p>なお、指名推選の場合は、全員一致が原則ということでございました。</p> <p>従いまして、指名推選により2名以上の指名がされた場合につきましては、選任の方法は投票となりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、選挙の方法についてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
森委員	指名推選でどうでしょうか。
職務代理	<p>ただいま森委員により指名推選という発言がございましたが、選挙の方法につきましては、尾張旭市選挙管理委員会規程第2条第2項の規定に基づく指名推選で、ご異議のないかたは挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選と決定しました。では、どなたかご指名をお願いいたします。</p>
森委員	日比野委員を指名します。
職務代理	<p>他にご指名はございませんか。</p> <p>(なし)</p>

	<p>他にご指名がないようですので、森委員からご指名のありました私、日比野を委員長の当選人と定めることにご異議のないかたは、挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p><全員挙手></p>
職務代理	<p>それでは、皆様からのご推選がありましたので、私が新たに委員長を努めさせていただきます。</p> <p>今後とも皆様よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、ここで尾張旭市選挙管理委員会規程第4条第1項の規定に基づき、委員長の職務を代理する委員を指定する必要がありますので、私から指名させていただきます。</p> <p>委員長職務代理は森委員にお願いしたいと思います。</p>
森委員	<p>ご指名いただきましてありがとうございます。委員長を補佐できるよう一生懸命努力して職務を全うしたいと思いますのでどうぞよろしく申し上げます。</p>
委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
職務代理	<p>ただいま、玉置委員から、委員の退職願が提出されました。委員の退職につきましては、地方自治法第185条第2項の規定に基づき、委員長の承認を得なければならないこととされておりますので、玉置委員の退任を承認いたします。</p>

玉置委員におかれましては、委員として4年、委員長として約2年御尽力いただきました。長い間お疲れ様でした。

玉置委員の退職に伴い、尾張旭市選挙管理委員会に欠員が生じることとなります。

委員の欠員については、地方自治法第182条第3項の規定に基づき、委員長が補充員の中から補欠することが定められております。また、補充員の補充の順番につきましては、尾張旭市議会で決定されております。

そのため、補充の順序1番の^{とたにくにえ}戸谷都江さんを、平成30年1月24日から尾張旭市選挙管理委員会委員とします。委員の皆様どうぞよろしく申し上げます。

玉置委員長の退職に伴う議事につきましては、これですべて終了しました。

これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。